

川越市一般競争入札公告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び第１６７条の１０の２第６項の規定に基づき、次のとおり総合評価一般競争入札を公告する。

令和６年５月１６日

川越市長 川 合 善 明

第１ 入札に付する事項

１ 事業名称

（仮称）川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業

２ 事業場所

川越市大字大仙波１２４９番地１

３ 事業概要

（１）事業方式

本事業はＤＢＯ方式により実施するものとし、本施設の設計・建設業務は、設計・建設業務を担当する企業が結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が行い、運営業務は、運営業務を担当する企業（本施設の運営に当たり、特別目的会社の設立を想定していない。）が行うものとする。本施設の設計・建設は、循環型社会形成推進交付金の活用を計画している。民間事業者は、本施設を３０年間以上の使用を前提とした設計・建設及び運営を行うものとする。

（２）事業期間

特定事業契約締結日から令和２４年９月３０日まで

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和１０年３月１５日まで

（本施設の部分引渡し予定：令和９年９月３０日）

運営期間：本施設供用開始日（予定：令和９年１０月１日）から

令和２４年９月３０日まで

（準備期間：特定事業契約締結日から供用開始日まで）

（３）事業範囲

本事業の範囲は、以下のとおりとする。詳細は「要求水準書」による。

ア 設計・建設業務

（ア） 本施設の設計・施工

（イ） 付帯工事

（ウ） その他

イ 運営業務

（ア） 運転管理業務

- (イ) 施設保全業務（保守点検業務）
- (ウ) 用役及び物品類の調達・管理業務
- (エ) その他業務
- (オ) 報告書等の作成

(4) 入札方法

本事業の落札者決定にあたっては、総合評価一般競争入札を行う。詳細は「入札説明書」による。

(5) 落札者の決定方法

本市は「川越市汚泥再生処理センター整備・運営事業者選定委員会」の落札候補者の決定を踏まえて、落札者を決定する。詳細は「落札者決定基準」による。

(6) 予定価格

本事業の予定価格は、以下のとおりとする。なお、以下の予定価格は消費税及び地方消費税の額を含む。

予定価格	7, 8 1 7, 5 2 4, 0 0 0 円
ア 設計・建設業務	3, 7 8 9, 5 0 0, 0 0 0 円
イ 運営業務	4, 0 2 8, 0 2 4, 0 0 0 円

(7) 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

第2 応募者の参加資格

応募者の参加資格については、以下のとおりとする。なお、参加資格の認定から特定事業契約の締結までの間に、要件を欠くこととなった場合には、当該応募者は失格とする。詳細は「入札説明書」による。

1 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

- (1) 応募者は、「第1 3 (3) 事業範囲」に示す業務を実施する予定の者（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認める。）とする。
- (2) 応募者は「構成員」のみで構成し、構成員のうち「第2 3 (1) ア プラントの設計・建設業務を行う者」を代表企業に定めるものとする。
- (3) 応募者は、参加資格審査申請時に代表企業、その他の構成員を明らかにし、それぞれが本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- (4) 代表企業の変更、構成員の変更は原則として認めない。ただし、合併等による変更はこの限りではない。
- (5) 構成員が、他の応募者の構成員となることはできない。
- (6) 構成員と資本関係・人的関係にある企業が、他の応募者の構成員となることは

できない。

- (7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2 応募者の参加資格要件

応募者は、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「川越市競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (3) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年9月28日市長決裁）に基づく入札参加停止の措置及び川越市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月1日市長決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- (7) 法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していないこと。
- (8) 本事業に関する本市のアドバイザー業務を受託している一般財団法人日本環境衛生センターと当該アドバイザー業務において提携関係にないこと。また、同法人と資本関係・人的関係がないこと。
- (9) 川越市契約規則（昭和49年規則第21号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により、市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (10) 次に掲げる全ての社会保険に加入している者であること。ただし、当該保険の全部または一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険

3 本施設の各業務を行う者の要件

応募者は、本事業における各業務を行う者として、以下の(1)～(3)の項目をすべて満たすように企業構成すること。

(1) プラントの設計・建設業務を行う者

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「清掃施設工事」の特定建設業の許可を受けている者
- イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評定値が1,000点以上であること。
- ウ 地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が発注した循環型社会形成推進交付金事業における汚泥再生処理センターの建設工事を元請として受注し、平成26年度以降に着工し、稼動開始に至った実績がある者。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。
- エ 清掃施設工事に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、平成26年度以降に着工したし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の建設工事の経験がある技術者を専任で配置できる者であること。

(2) 建築物の設計・建設業務を行う者

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」の特定建設業の許可を受けている者
- イ 少なくとも1者は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者
- ウ 川越市競争入札参加資格者名簿に建設工事の業種として「建築工事業」が記載されていること。なお、少なくとも1者は格付けがA級であること。
- エ 本市に本店が所在する者
- オ 少なくとも1者は地方公共団体が発注した建設工事を完了させた経験がある技術者であり、かつ、建設業法第26条に規定する建築一式工事に係る監理技術者資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。
- カ 少なくとも1者は契約金額が7,000万円以上の地方公共団体が発注した建設工事を元請として受注し、完成した実績があること。

(3) 運營業務を行う者

一つの業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1者が以下の要件をすべて満たすこととし、運營業務を行う者の代表構成員（以下「運営代表構成員」という。）とすること。なお、運営代表構成員は、本市への報告や本市からの問合せ等に対する総合的な取りまとめを担うものとする。また、運営代表構成員以外の者は、本市に委託料を請求する権限及び本市から受領する権限を運営代表構成員に委任すること。

- ア 地方公共団体（広域連合及び一部事務組合を含む。）が発注した、し尿処理施設（汚泥再生処理センター含む。）における施設の運転管理に加え、用役の調達・管理及び設備の修繕・整備について包括的に運営管理を行う業務の受託

実績がある者

イ 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成7年条例第15号）第43条に示す技術管理者の資格を有し、かつ、同種業務の経験がある技術者を専任で配置できる者

(4) 共同企業体の取り扱いについて

ア 運営形態

共同企業体の運営は、原則として、共同施工方式（甲型）とする。なお、甲型の場合、出資比率の最小限度基準は、原則として、技術者を適正に配置して共同実施を確保し得るよう、共同企業体の構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

（ア） 共同企業体の構成員が2者の場合 30%以上

（イ） 共同企業体の構成員が3者の場合 20%以上

イ 結成方法

結成方法は、自主結成とする。

ウ 代表者の選定

共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担う、プラントの設計・建設業務を行う者（代表構成員）とする。なお、代表構成員は、共同企業体の形態に関わらず、本市からの問合せ等に対する総合的な取りまとめを担うものとする。

エ 要件

（ア） 共同企業体の構成員の数は、3者以内であること。なお、「プラントの設計・建設業務を行う者」は1者、「建築物の設計・建設業務を行う者」は2者以内とし、その組み合わせは、以下のどちらかとする。

a 「プラントの設計・建設業務を行う者」1者と「建築物の設計・建設業務を行う者（格付A級）」1者

b 「プラントの設計・建設業務を行う者」1者と「建築物の設計・建設業務を行う者（格付A級）」1者と「建築物の設計・建設業務を行う者（格付B級又はC級のいずれか）」1者

（イ） 共同企業体のすべての構成員が、当該工事に対する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

第3 入札に関する手続等

入札に関する手続等については、以下のとおりとする。詳細は「入札説明書」による。

1 入札説明書類に関する事項（１回目）

(1) 入札説明書類の配付

ア 配付期間

（ア） 日程 令和６年５月１６日（木）から令和６年６月５日（水）まで

（イ） 時間 午前９時から午後５時まで

イ 配付場所

川越市 環境部 環境施設課

ウ 配付資料

入札説明書、様式集、落札者決定基準、要求水準書、基本契約書案、建設工事請負契約書案及び運營業務委託契約書案、基本協定書案

（本市のホームページからダウンロードできます。）

2 図書閲覧及び現地確認に関する事項

図書閲覧及び現地確認は、次のとおり行う。

(1) 図書閲覧及び現地確認の申込

ア 申込期間 令和６年５月２２日（水）から

令和６年５月２３日（木）午後５時まで

イ 申込書類の提出先と提出方法

（ア） 提出方法 電子メールによるものとする。

（イ） 送信先 川越市 環境部 環境施設課

(2) 図書閲覧及び現地確認の実施

ア 期間 令和６年５月２７日（月）から

令和６年５月２８日（火）までの本市が指定した日時とする。

イ 場所 本公告「第１ ２」に示す事業場所において行う。

(3) 入札説明書類に関する質問の受付（１回目）

入札説明書類の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和６年５月３０日（木）から

令和６年６月３日（月）午後５時まで

イ 質問方法

入札説明書類の内容等に関する質問は、質問書（様式３）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、電子メールにより提出すること。なお、電話、口頭、ＦＡＸ及び郵送等による質問には対応しない。

ウ 質問書の送信先

川越市 環境部 環境施設課

(4) 入札説明書類への質問に対する回答（１回目）

入札説明書類の内容等に関する質問については、令和６年６月１４日（金）ま

で、本市のホームページにおいて各々の質問に対する回答書をまとめて公開する。

3 参加資格審査申請手続及び参加資格審査に関する事項

(1) 参加資格審査申請書類の受付

応募者から参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 日程 令和6年6月4日(火)から令和6年6月21日(金)まで

(イ) 時間 午前9時から午後5時まで

なお、最終日の受付は正午必着とする。

イ 提出方法 持参又は郵送とする。

持参の場合は、前日までに日時および提出先について本市と調整すること。

ウ 郵送先 川越市 環境部 環境施設課

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和6年6月28日(金)までに各応募者に書面で通知する。なお、電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等による問合せには対応しない。

4 入札説明書類に関する事項(2回目)

(1) 入札説明書類に関する質問の受付(2回目)

入札説明書類の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和6年7月3日(水)から

令和6年7月5日(金)午後5時まで

イ 質問方法

入札説明書類の内容等に関する質問は、質問書(様式3)に質問内容を簡潔にまとめて記載し(手書き不可)、電子メールにより提出すること。なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しない。

ウ 質問書の送信先 川越市 環境部 環境施設課

(2) 入札説明書類への質問に対する回答(2回目)

入札説明書類の内容等に関する質問については、令和6年7月16日(火)までに、本市のホームページにおいて各々の質問に対する回答書をまとめて公開する。

5 技術提案書の提出及び基礎審査に関する事項

(1) 技術提案書の受付

技術提案書を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 日程 令和6年8月19日(月)から

令和6年8月21日(水)まで

(イ) 時間 午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 持参とし、その他の方法は認めない。

持参する前日までに受付日時および提出先について本市と調整すること。

(2) 基礎審査に関する事項

基礎審査の結果、不整合などが確認された場合、提出者に対して提案内容の改善指示を別途通知する。

6 入札書に関する事項

本市は、入札参加者に対し本事業に係る入札を実施する。

(1) 執行日時及び場所

ア 日時 令和6年11月中旬

本市が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 場所 本市が指定した場所とし、詳細は別途通知する。

(2) 入札保証金 免除とする。

(3) 執行等

ア 入札参加者は、代理人を入札に参加させるときは、入札委任状(様式30)を入札の前までに提出しなければならない。

イ 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を前項の代理人とすることができない。

ウ 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、入札の直前又は、郵送の場合には郵送時に誓約書(様式31)を提出しなければならない。

エ 入札書には、消費税及び地方消費税を除いた値を記入すること。

オ 入札参加者等は、提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

カ 入札回数は、1回限りとする。

キ 入札参加者が複数とならない場合においても、入札を執行する。

ク 開札は、原則として入札参加者等の立ち会いの上で行うものとするが、入札参加者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ケ 入札価格が入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税の額を除いたものをいう。以下同じ。)を超えている場合は、失格とする。

コ その他、詳細は別途通知する。

7 その他

(1) 本市が提示する回答書、指示書等の扱い

本市が提示する通知文書、回答書、指示書、資料等は、入札説明書類と同等の効力を有するものとする。

(2) 発注手続への参加の辞退

ア 本事業の発注手続に応募者は、技術提案書又は入札書の提出前に限り、参加を辞退することができるものとする。

イ 発注手続へ参加を辞退するときは、参加辞退届（様式32）により申し出るものとする。

ウ 参加を辞退した者は、これを理由として以後の業者選定等で不利益な取扱いを受けないものとする。

(3) 発注手続で失格となる行為等

ア 入札説明書類の規定に違反すると認められる場合

イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

ウ 提出書類に不備不足がある場合

エ 参加資格要件を欠く場合

オ 技術提案書の基礎審査で重大な不整合が認められた場合

カ 入札価格が入札書比較価格を超えた場合

キ 提出書類に虚偽の記載がある場合

ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ケ 著しく信義に反する行為をした場合

コ 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合

なお、キ～コに該当する者に対しては、入札参加停止の措置を行うことがある。

(4) 入札の中止等

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(5) 発注手続の延期、取り止め等

本市は、(4)のほか、やむを得ない理由により、本事業の発注手続を延期、中止、又は取り消すことがある。この場合において、応募者、認定者又は入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

(6) その他詳細な事項

本公告によるもののほか、入札について必要な事項については入札説明書類に

よる。

8 問い合わせ先

川越市 環境部 環境施設課 施設整備担当